

仙公職発0529第1号
平成25年5月29日

経営者団体の長 殿

仙台公共職業安定所長



「外国人雇用届出制度等」の広報依頼について

当所の業務運営について、平素から格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、外国人雇用届出制度等を広く事業主等に周知するため、別添のとおり周知文を作成いたしました。

つきましては、会員のための貴重な紙面とは存じますが、貴広報誌へ掲載くださるようお願いいたします。（掲載しきれない場合は、一部割愛して結構です。）

なお、掲載後は一部当所に寄贈下さるよう併せてお願いいたします。

担当 ハローワーク仙台 専門援助第1部門 小笠原

Tel 022-299-8819

事業所援助第2部門 有原

Tel 022-299-8815

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3

外国人の雇用はルールを守って適正に！

(平成19年10月1日施行)

1 外国人労働者の雇用・離職の際、その氏名や在留資格者等のハローワークへの届出が義務付けられています。

(1) 外国人労働者の雇用・離職の際の届出事項、方法等

① 雇用保険の被保険者である外国人の場合

・ 雇用保険被保険者資格取得届又は喪失届に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載して届け出てください。

② 雇用保険の被保険者でない外国人の場合

外国人雇用状況届出書に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載して届け出てください。

※ハローワーク窓口へ届出のほか、ハローワークインターネットサービスからも簡単に届出できます。

◇ハローワークインターネットサービスのアドレス

<https://www.hellowork.go.jp/index2.html>

(2) 在留資格等の確認方法

「外国人登録証明書」又は「在留カード」又は「旅券(パスポート)」で確認してください。

注意：事業所を管轄するハローワーク窓口への提出か、又はハローワークインターネットサービスへの入力のどちらかの手続をすれば結構です。

また、届出を怠ったりしたような場合、罰金が科せられますので御留意ください。

2 外国人労働者の雇用管理改善等が事業主の努力義務として定められています。

(1) 労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わずに外国人労働者にも日本人と等しく適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

(2) 留学生をはじめ、「専門的・技術的分野」の外国人労働者の就業を促進することで、我が国企業の活性化・国際化が期待されています。外国人が能力を発揮できる人事管理と就労環境の整備をお願いします。

お問合せ先 ハローワーク仙台 専門援助第一部門 外国人労働者専門官

TEL 022-299-8819 (直通)

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3

外国人を雇用する事業主の皆様へ

平成24年7月「新しい在留管理制度」導入後も

不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。平成24年7月からは、日本に中長期間在留する外国人を対象とした「新しい在留管理制度」が導入され、外国人を雇用する際の確認方法がこれまでと変わるとともに、不法就労助長罪も見直されます。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1. 不法滞在者が働くケース

(例)
・密入国した人やオーバーステイの人が働く

2. 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)
・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

3. 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)
・外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

平成24年7月から「新しい在留管理制度」がスタートします。
外国人を雇用する際には**在留カード**を確認してください！

確認を怠るとどうなるの・・・？



3年以下の懲役、300万円以下の罰金を科せられることがあります。

在留カードの導入により就労できるかどうかの判別が容易になるとともに、外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。(改正入管法第73条の2)

在留カードを確認する際のポイントはこちら！



在留カードの確認ポイント

ポイント1 在留カードの有無を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。**特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。**

在留カードを持っていない場合でも就労できる場合がある方については下記をご参照ください。



ポイント2 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→原則雇用はできませんが、ポイント3を確認する必要があります。

- ※一部就労制限がある場合→制限内容をよくご確認ください。①「在留資格に基づく就労活動のみ可」、②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)、③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)のいずれかの記載があります。②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。

ポイント3 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント2で「就労不可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可」の欄に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限がありますので注意が必要です。

- 「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
- 「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」

※在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

● 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方

上陸許可に伴って在留カードが交付されるのは、平成24年7月からの制度導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に限定され、それ以外の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印を行い、その近くに後日在留カードを交付する旨の記載がなされます。

● 在留カードへの切替えを済ませていない方

新しい在留管理制度導入後、一定の期間、外国人登録証明書は「在留カード」とみなされます。

● 「3月」以下の在留期間が付与された方

● 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券や外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター (平日 8:30 ~ 17:15)

TEL 0570-013904 (IP 電話・PHS からは 03-5796-7112)